

入札不正行為の再発防止対策等に関する第三者調査委員会調査報告 及び令和6年公園緑地課が発注した除草業務委託等に係る 情報漏洩事件に関する内部調査報告の主な対応について

令和7年11月に公表した「入札不正行為の再発防止対策等に関する第三者調査委員会調査報告」および「令和6年公園緑地課が発注した除草業務委託等に係る情報漏洩事件に関する内部調査報告」で指摘・提言された事項に対し、66項目の再発防止策を講じ、対応可能なものから順次実施し、令和8年度中にすべて完了する予定です。

2件の報告の指摘を踏まえて検討した取り組み内容の実施状況および主な取り組みについて、ご説明します。

【指摘事項取り組み状況】

	第三者調査 委員会報告	内部調査報告	計
指 摘 事 項	38	13	51
取 組 内 容	47	19	66
方 針 決 定	47	19	66
実 施 済	29	11	40
令和8年度実施	18	8	26
方 針 未 決 定	0	0	0

【実施済みで引き続き行う主な取り組み】

- ① 随意契約(委託費・工事費)は、緊急性及び特殊性のあるものを除き行わない。
止むを得ず行う場合は、事前に部長の了解を得る。
- ② ①の予定価格は事前公表を行う。
- ③ 指名競争入札の場合、指名実績等により公平性や透明性を確保する。

【令和8年度に実施する主な取り組み】

- ① 「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を廃止し、
新たに「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を施行する。
- ② 「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例(コンプライアンス条例)」を改正する。
- ③ 「コンプライアンス条例ハンドブック」、「大分市職員コンプライアンス行動指針」を策定する。
- ④ 「行政対象暴力等対応マニュアル」、「窓口業務対応マニュアル」「職員カスタマーハラスメント
対応マニュアル」を統合し、「大分市職員の安心対応マニュアル」を作成する。
- ⑤ 「契約事務マニュアル」、「(仮称)業務委託契約マニュアル」を作成する。
- ⑥ 「大分市事務分掌規則」を改正し、契約監理課の指導対象を業務委託全体に拡大する。
- ⑦ 契約監理課が各課の入札状況等を継続的に分析・監視する。
- ⑧ 個人所有のPCや携帯電話等を使用しての業者や議員等とのやり取りを原則禁止する。